

令和6年度

マイホーム借上げ制度 推進事業のお知らせ



マイホーム借上げ制度※1とは、50歳以上のシニア世帯が所有するご自宅を手放すことなく「一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)」※2が最長で終身にわたり借上げをおこない、子育て世帯などに転貸することで、安定した賃料(もうひとつの年金)を得ることを目的とした制度です。

※1 マイホーム借上げ制度の内容は裏面に記載されています。

※2 一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)は国土交通省が管轄する(-財)高齢者住宅財団の住替支援保証業務の事業実施主体として認可を受けて、公的移住・住みかえ支援制度の実施・運営にあたっている国内唯一の団体です。



住宅を貸す

■補助内容

マイホームを JTI へ賃貸する場合に必要な、以下の費用の一部を補助します。

- | | |
|----------------|---|
| ①事務手数料 | 17,000円+消費税 |
| ②建物診断費用 | 45,000円+消費税 |
| ③住宅改修(リフォーム)費用 | 支払った費用の2分の1
(ただし、600,000円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは切捨て) |

※支払った費用がそれぞれ上記の①～③の補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額となります。

■補助要件 令和6年4月1日から令和7年3月31日に JTI と契約成立(最初の転借人が決定し、JTI が借上げ条件を記載した承認通知書を発行)した、三田市内の住宅の所有者

■提出書類 補助金の申請書、請求書およびその他添付書類

■申込方法 JTI との契約締結後1か月以内に申請書(市のホームページでもダウンロードできます)と添付書類※の提出(郵送不可)

※添付書類とは

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ①制度利用の際に支払った事務手数料の領収書等の写し | ④建物改修費用の明細書、領収書等の写し |
| ②建物診断費用の領収書等の写し | ⑤建物改修部分のわかるものの写し及び工事前後の写真 |
| ③建物診断報告書の写し | ⑥JTIの借上げ条件を記載した承認通知書の写し |

■お問い合わせ ■ 三田市役所 都市政策課 (本庁舎5階)

☎079-559-5128 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30



「マイホームを貸したい」 あなたに5つのメリット!!



サポート

サポート



持ち家を貸したい世帯
(50歳以上の住宅所有世帯)



賃貸物件を借りたい世帯
(子育て世帯など)



マイホームを年金化

契約期間は最長で終身。安定した家賃収入をもつひとつの年金や住みかえ資金として利用できます。

空き家になっても家賃保証

1人目の入居者が決定以降、借り上げた家が空き家になっても、JTI が最低家賃を保証します。(決定家賃の60～70%が目安)

国の基金が支える安心の制度

万が一の場合でも、国の基金がバックアップするため安心です。

JTI が責任をもって転貸

オーナーと賃借人が直接関わることはありません。家賃の未払、家の不適切な使用等賃借人とのトラブルの心配は無用です。

入居者との契約は3年以上の定期借家契約 マイホームに戻ることができます!

入居者との契約は3年以上の定期借家契約。再契約しなければ、マイホームに戻ったり、売却することもできます。

※制度で利用の基本条件

- ①日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- ②住宅に一定の耐震性が確保されていること

その他詳細はお問い合わせください。お問い合わせ先 三田市役所 都市政策課 ☎ 079-559-5128

※マイホーム借上げ制度は、住みかえを希望している50歳以上の人を支援する一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が提供するサービスの1つです。 <https://www.jt-i.jp/>